

- 1 日時 令和8年8月31日(月)
午後1時30分～午後2時00分
- 2 場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室
- 3 報告
(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出専決処理について
(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出専決処理について
- 4 その他
(1) 農地パトロール(利用状況調査)について
- 5 出席委員
- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1 榎原 靖彦 | 2 角田 和子 | 3 樋口 明彦 |
| 4 奥 祐次 | 5 西 盛 | 6 水田 和真 |
| 7 吉田 俊之 | 8 川端 順子 | 9 橋本 家平 |
| 10 川上 光男 | 11 島中 秀樹 | 12 田口 末次 |
| 13 野中 数博 | 14 野中 清和 | 15 野本 昭隆 |
| 16 藤木 栄亮 | | (16 名) |
- 6 欠席委員 (0 名)

議長

皆様、こんにちは。
お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今から、令和8年度 第5回農業委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、現在の出席委員は16名で、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定により、本委員会は成立します。

本日の議事録署名委員を私の方から指名させていただいてご異議ございませんか。

一同

(異議なし)

議長

異議なしとのことでございますので、樋口委員、奥委員にお願いいたします。

それでは、案件に進ませていただきます。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出専決処理についてから、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出専決処理についてまで、事務局から報告願います。

事務局

(報告1 整理番号4を説明)

榎原委員

届出地の現在の状況は、畑の跡地で空き地になっています。
周囲の状況は、東側は倉庫、西・北側は道路、南側は道路及び自宅となっています。

事務局 西委員	(報告2 整理番号1を説明) 届出地の現在の状況は、梅、柿、栗が栽培されていました。周囲の状況は、東・南・北側は住宅、西側は道路となっております。
議長	現地の実態調査をしていただきました委員各位におかれましては、ご苦労様でございました。 今までの報告に関しまして、ご意見、ご質問があればお受けします。
一同 議長	(質問なし) 質問がないようでございますので、次に進ませていただきます。
事務局 議長	その他(1) 農地パトロール(利用状況調査)について、事務局から説明をお願いします。 (資料1に基づき説明) 農地パトロールの場所を間違えると全く違う評価となってしまいますので、初めてパトロールに行かれる方は、注意いただけたらと思います。 ただ今の件に関しまして ご意見、ご質問があればお受けします。
水田委員	宅地化農地の耕作状況で、適正に耕作していれば「A」となりますが、適正に耕作できていない場合の「B」「D」「E」にはランクがあるんですか。
事務局	それぞれ、程度によって違いはあります。例えば、「E」は、わかりやすいかと思いますが、大木のような木が生えて森林の様相を呈している状況で、農地として利用見込みが立たない場合となります。
水田委員	判断がすごく迷った場合は、もう一度見に行くということがあるので、写真を撮る必要まではないということによろしいでしょうか。
事務局 樋口委員	そのとおりです。 私も初めてのことで全くわからないのですが、判断は自分ですようと思っていますが、最終的な判断は、事務局でやってもらえるということですか。
事務局	写真を撮るなど根拠となるものを残していただければ、こちらで一定判断させていただきます。
橋本委員	慣れてきたら、ある程度はわかるようになってくると思いますが、迷うようなことがあれば、地域で相談されたいと思います。
議長	宅地化農地は、その地区の委員全員で見に行くので、相談はできると思いますが、生産緑地は、一人で見えてしまうので、判断が難しいと思います。そのときは、私の個人的な意見となりますが、厳しめで見てもらっていると、みんなで見ようかとなりますので、そのほうがいいのかと思います。

議長	他にご意見、ご質問はございますか。
一同	(質問なし)
議長	質問がないようですので、事務局他にありませんか。
事務局	(連絡事項)
議長	ただ今の件に関しまして ご意見、ご質問があればお受けします。
一同	(質問なし)
議長	質問がないようでございますので、本日の案件は終了しました。
	これをもちまして、本日の委員会は閉会いたします。
	次回、令和8年度、第6回農業委員会は、令和8年9月28
	日、月曜日に特別会議室で行う予定です。
	開催時刻は、午後1時30分からです。
	皆様お疲れ様でございました。

吹田市農業委員会会議規則第10条第2項の規定によりここに署名する。

会長

委員

委員